

有料職業紹介の手数料について

1. EP プロキャリア株式会社が紹介した被紹介者の紹介先企業への「入社日」を以って、成功報酬が発生するものとする。
2. 前項の成功報酬の金額は、原則として、被紹介者の「想定年収」の 50%(消費税別)とするが、当該料率は、求人内容又は被紹介者のレベルに応じて、適宜変更されることがある。ただし、当該料率を変更する場合には、紹介先企業と EP プロキャリア株式会社の合意のうえ、書面により当該金額を定めるものとする。
3. 第 1 項の「入社日」とは、紹介先企業が被紹介者と合意した雇用契約の開始日又は被紹介者の実質的な勤務(研修、導入教育等を含む。)が開始された日をいう。なお、紹介先企業と被紹介者の合意により入社日を変更する場合、又は、雇用契約の開始日前に被紹介者の実質的な勤務が開始される場合は、紹介先企業は直ちに変更後の入社日を EP プロキャリア株式会社に通知しなければならない。
4. 第 2 項の「想定年収」とは、紹介先企業が被紹介者に書面により明示した月額給与額(通勤手当を除く算定可能な一切の諸手当を含む。また、一定時間分の時間外労働の割増賃金を実施の労働時間にかかわらず支給する場合には、当該割増賃金も含む。)の 12 ヶ月分と、前年度平均賞与月数により算出した被紹介者の想定賞与額(その他の算出方法等により賞与が支払われる場合にはその額)を合算した額をいうものとする。なお、紹介先企業が年俸制を採用する場合は、被紹介者にかかる初年度の年俸額を想定年収とし、また、1 年未満の有期雇用の場合は、契約期間を 1 年間とみなして換算した額を想定年収とする。
5. 紹介先企業は、請求書受領月の翌月末日(以下「支払期日」という。)までに、EP プロキャリア株式会社の指定する金融機関口座に振込送金する方法により成功報酬を支払うものとする。なお、振込手数料は紹介先企業が負担するものとし、紹介先企業は、支払期日が金融機関の休業日にあたる場合は、その前営業日までに振込むものとする。